

事業 PR・販売促進支援助成

最大20万円
(助成率2/3)

申請期間 令和6年5月7日(火)～

令和6年9月30日(月)まで 午後5時必着

品川区内中小企業が新たな事業展開や事業強化を図るために行う前向きな事業 PR および販売促進に資する経費の一部を助成します。



例1 新商品のPRのため、
パンフレットや配布チラシを
作成したい。



例2 新規顧客獲得のため、店舗
前に看板を設置したい。



例3 販路拡大を図るため、
ホームページや企業PR
動画を新たに製作したい。

対象者

中小企業基本法に規定する中小企業で、品川区に本社あるいは主な事業所を有し、かつ、以下の要件を満たしていること。また、個人事業主の場合は、品川区内に事業所を有していること。

※みなし大企業は除く。※医療法人、NPO法人、社会福祉法人、一般財団法人等は対象外。

- (1) 法人事業税および法人住民税(個人の場合は個人事業税および住民税)を滞納していないこと。
- (2) 品川区に対する使用料等の債務の支払いが滞っていないこと。
- (3) **申請者が令和6年度に本事業の助成を受けていないこと。(1事業者1申請限り)**

対象経費

- (1) 広告宣伝費(例: チラシ、DM、カタログの外注や発送経費、雑誌、新聞等の広告掲載費等、看板等掲示物の作成費、ホームページおよびPR動画制作に伴う委託費等)
- (2) 販売促進費(例: 広報や宣伝の為に購入した販促用ノベルティ等)

※上記に該当し、請求書・領収書等により経費の内容および支払いが確認できるものが対象です。
※ただし、助成対象経費であっても事業趣旨や審査項目等から不適当と判断した場合には、対象外になる場合があります。

注意事項

- (1) 審査の結果、助成金申請額と助成金交付予定額が異なる場合があります。
- (2) 助成金の交付決定後、実績報告書(区指定様式)、経費支払が確認できる書類(原則、請求書・領収書の2点)等をご提出いただきますので、必ずご用意ください。
※領収書に宛名、差出人、日付、金額、品名の記載がないものは、領収書と認められません。
- (3) **本紙記載の内容は事業の概要です。対象経費に一部変更もございますので、詳細はホームページに掲載の募集要項を必ずご覧ください。**

【問い合わせ先】

〒141-0033 品川区西品川1-28-3 中小企業センター2階

品川区地域産業振興課 中小企業支援担当(経営支援担当)

TEL 03-5498-6340 FAX 03-5498-6338

ホームページ https://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/josekin/shingijutu_1/2357.html